



人権擁護活動と 個人情報保護

情報公開クリアリングハウス
三木由希子

個人情報と人権

- 「個人情報」を収集・保有するとは…
 - その情報をもとに本人に対して直接的、間接的に影響を与える活動を行うということです
→意図・目的なしに個人情報は収集・保有しない
 - 記録されている内容で、本人への評価・判断が行われることになり、評価・判断を記録して次の評価・判断に用いることになります
→本人の自律的な人格や存在に関わることもある

個人情報と人権

- 人権擁護活動では個人情報を記録して利用することは不可欠ですが、併せて人権的観点からどう適切に個人情報を保護するかという取り組みも必要です
- 活動の目的や趣旨さえ正しいければよいわけではありません
→誰にとって正しいのかが問題になります
- 活動に関わる人によって言いうことが違うと、不信感の原因になります
→「権利」「人権」が個人の解釈・理解で異なると、その保障を組織的にできなくなります

センターの場合でいえば…

- 小さな規模で顔の見える関係、つながりでの活動から、活動規模が拡大
 - より多くの人に対する人権擁護活動が可能になる
 - 扱う個人情報も増える。しかも、センシティブな情報
 - センターの社会的存在感が大きくなることで、社会を変える力になる（ケースの蓄積は重要）
 - 一方で、属人的な信頼関係、信用では社会的信頼を得にくい状況にもなる
- センターの活動を広げるためには、さまざまな体制整備が必要になる。その一つが個人情報保護のルール化

日本の法制度

◦官民を対象にした「個人情報保護法」

- 2023年3月までは自治体ごとに個人情報保護条例がありましたが、今はこれに一本化
- 規模の小さい民間事業者も含めて2017年5月30日以降はこの法律の適用を受けています

◦民間への個人情報保護法の適用

- 個人取扱事業者に適用されます
- 活動として個人情報を取り扱う事業者 = 個人情報取扱事業者なので、営利・非営利ともに対象で、法人格の有無も問わず対象になります
- 大阪精神人権センターも対象になります



法律で求められていること

3. 事業者が守るべき4つのルール

①取得・利用

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。



勝手に使わない！

②保管

- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。(持ち運ぶ場合も要注意)

なくさない！
漏らさない！



③提供

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。



勝手に人に渡さない！

特定非営利活動法人

情報公開クリアリングルウス



④開示請求等への対応

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

お問合せに対応！



個人情報保護委員会資料より

(※) ②～④は個人情報をデータベース化（特定の個人を検索できるようにまとめたもの）した場合にかかるルールです。

センターに生じている責任

- 大阪精神人権センターの活動として個人情報を収集・保有、利用・提供、管理をする場合は、センターという組織の責任で適正に取り扱われている状態を確保する責任が生じます
- 活動者など個人が活動によって収集・取得して保有している情報や、センターが管理している情報の取扱いに事故や問題が発生した場合、個人の責任問題にもなりますが、センターの責任が問われます

センターとしての個人情報保護のルール化

- センターの個人情報の取扱いが、法律で求められている水準となるよう、**個人が気を付ける**から、何を気を付けるかを**組織として共通認識**を持つ必要があります＝ルール化する
- ルール化を適切に作ることで、できることが何か、イレギュラーが何か、手順は何かが**共通認識化**されます
- ルール化することで、誰がどのように判断・対応するのかという体制が整います



センターとして得られること

- 本人の権利や利益を損なわずに、個人情報を取り扱うことができる環境整備になり、センターに対する信頼の基礎となります
- 活動に参加している個人判断で個人情報の利用範囲が変わるのでなく、センターの活動目的の達成に必要な範囲で個人情報の利用を適切に行えるようになります
- 何となく不安・心配から、できること、相談が必要なことの範囲が共通化されます



個人情報とは何か？

生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの

例：氏名、住所、生年月日、顔写真、音声・動画、メールアドレス、相談内容など

- 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものも含まれる

個人識別符号：生体認証情報、公的な番号（旅券番号、年金番号、免許証番号、健康保険証の番号、在留カードの番号、雇用保険番号、介護保険証の番号、住民票コード、個人番号（マイナンバー）など）



ポイントは…

- 「個人に関する情報」としているので、**氏名や住所、生年月日などの個人が識別できる情報に限定されていない**
- 個人に関する情報に個人が識別できる情報が含まれていることで、誰の情報かが分かるものであること
- 要は、**識別できる個人の情報を含む、個人に関する情報が一体のものとして「個人情報」になる**
- 単独では識別できなくても、他の情報と照合すれば誰かが識別できる場合も「個人情報」になる

個人情報とは何か？

- 氏名など個人が特定できる情報だけが個人情報？
- 姓だけなら個人情報ではない？
- 音声や写真、録画は個人情報になるのか？
- 記録されている情報だけでは直接誰かが分からない情報は個人情報ではない？



特別な個人情報

「要配慮個人情報」：不当な差別や偏見等が生じないよう取扱いに特に配慮を要する情報

- ・例：人種、思想・信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害の事実、健康診断、障害に関する情報など
- ・収集には本人の同意が原則必要です
- ・センターが扱う個人情報の多くが、要配慮個人情報

個人情報の取得（保有）で求めらること

- 個人情報を集める前にできる限り「**利用目的**」を特定すること
- 利用目的を決めるのは、**個人情報取扱事業者**。職員・活動者などが個人で決めることはできません
- 「利用目的」に必要な範囲で個人情報を取得・保有します
- 公表・公開されている個人情報の収集・保有は問題ありませんが、保有した段階で利用目的があるセンターとして管理の必要な個人情報になります

過去の事例だと…

- クラウドファンディングReadyforで、寄付をして応援メッセージを書き込んでくれた支援者の「氏名」をセンターのFacebookにそのまま掲載
- 支援者はReadyforのサイトでの公表には同意
- センターとしては「公表されている個人情報」をFacebookに転載したが、センターとしていったん個人情報として取得していることになる
- センターとして利用目的を定め、管理が必要な情報で、第三者提供は原則としてできない（第三者提供については後で説明）

個人情報の取得（保有）で求めらること

利用目的を決めると、その目的の範囲内でのみ原則利用可能です

利用目的の変更は、「関連性を有すると合理的に認められる範囲」でのみ可能ですが、この変更はセンターの組織的判断でしかできません

まったく違う目的で個人情報を利用する場合は、「目的外利用」になりますので原則禁止です



利用目的を本人にわかるようにする

- **直接本人から書面で取得**する場合は、本人に利用目的を明示することで分かるようにします（緊急時は除く）
- 「書面」は「紙」に限らず、本人が直接入力・記入して行う場合が該当。WEBやメールでの申込みも同じです
- 直接本人から収集していない場合も、個人情報を取得した場合、利用目的を本人通知又は公表します
- 利用目的を変更した場合も、変更した利用目的を本人通知又は公表します

お知らせメルマガ登録

Email *

Subscribe!

※取得情報はメールアドレスです。
メルマガ配信及び登録者からのお問合せに対する対応のために利用します。登録すると利用目的に同意したことになります

情報公開クリアリング ハウスでの対応

特定非営利活動法人

情報公開クリアリングハウス



お名前*	<input type="text"/>
E-Mail*	<input type="text"/>
E-Mail(確認)*	<input type="text"/>
ご所属	<input type="text"/>
パーティー	<input type="checkbox"/> 参加する ※記念パーティーに参加いただける方は、必ずチェックを入れてください。
確認事項	<input type="checkbox"/> 今後お知らせメールの配信を希望する ※現在お知らせメールの配信を受けていない方で希望される場合はチェックを入れてください
お問合せなど	<input type="text"/>

*は必須です。それ以外は任意の記載項目です。ご所属は、登壇者が参加者属性に合わせた話ができるよう、その傾向を説明するために用います。

*お申込みで提供いただいた個人情報の利用範囲は、①イベントに関する連絡、②確認事項で今後の案内の送付を希望された方は、メールでの各種案内の配信です。

利用目的はどう公表されている？

- 保有個人データの公表事項が定められています
 - ① 事業者の氏名又は名称、住所、法人等の場合は代表者氏名
 - ② 利用目的
 - ③ 本人開示等に応じる手続（方法、開示請求先など）
 - ④ 苦情の申し出先
- プライバシーポリシー等の中で定めて公表されていることが多いです



ここまで確認

利用目的を明確にし、目的に必要な範囲で取得（保有）する

利用目的を本人が知ることができるようにする

本人が知っている（知ることができ）利用目的以外では原則利用しない



取得方法も適正な手段で行う

- 適正な手段で取得することが求められています（利用目的を偽る、不正な方法で収集することを禁止）
- どんな場合が不適正な個人情報の取得になる？
 - 他団体の名簿を勝手にコピーする
 - 判断能力が十分ではない子どもから家族情報を取得
 - 脅したりだましたりして取得（本当の利用目的を明らかにしないことも含む）

苦情事例：

無断で録音された。郵便受けの郵便物を抜き出して住所・氏名を収集

目的外利用と第三者提供の原則禁止

- 個人情報の利用範囲は「利用目的」に拘束されるので
目的外での利用は原則禁止されています
- 個人情報の**第三者提供は原則禁止**されています
 - 利用目的に「第三者への提供」を含めていても、その利用目的に本人が明確に同意をしていなければ、第三者提供は原則としてできません

目的外利用・第三者提供が例外的にできる場合

- 例外的に以下の場合には可能ですが、個人判断はNG
 - 本人同意がある場合**
 - 本人同意がなくてもできる場合**
 - ① 法令に根拠がある
 - ② 人の生命、身体、財産の保護のために特に必要で**本人同意が困難**
 - ③ 公衆衛生の向上・児童の健全育成のために特に必要で**本人同意が困難**
 - ④ 国、自治体やその委託を受けた者に協力する必要がある場合で、**本人同意を取ると事務事業に支障が生じる場合**

第三者とは…

- センターという組織とは別の組織や個人活動者、専門職などはすべてが第三者です
- 同じ目的で活動している他団体ももちろん第三者
- 家族も第三者です
- 行政機関も第三者です
- 公表することも第三者への提供です
- センター外部に個人情報を提供する必要がある場合は、センター組織の判断として実施します

第三者提供とは

- 。「特定相手への提供」と「公表」を二つの場合がある
- 。「**特定相手への提供**」の場合、第三者に利用目的の制限や適切な管理等を求め、第三者も個人情報保護法の適用を受けて取得した個人情報の管理義務が発生
- 。「**公表**」の場合、取得するのが誰かはコントロールできず、利用目的等についても制限が事実上つけられません。個人が取得した場合は個人情報保護法の適用も受けません

過去の事例だと…

相談者情報が
本人が知らな
い間に病院に
伝わっていた

センターの活
動紹介パンフ
レットに顔写
真が掲載

Youtube配信
した動画に、
同行者が映り
込んでいた



個人が特定できなければ個人情報に当たらない？

- 個人情報自体が目的外利用が原則禁止されています
- 保有している個人情報の利用目的に、誰かが分からないように加工して公表することがある場合を含んでいなければ、目的外利用になります
- 誰かが不明なレベルに加工していると、一般的には個人情報とは言えませんが、センター内部でほかの情報と照合すると誰かが特定できる場合は、引き続き個人情報に当たります
- センター内部でも識別できなければ個人情報とはなりませんが、利用目的を本人に知らせることができる場合は、あらかじめ加工して公表する場合があることの同意を得ておくことが本筋です

委託先は第三者？

- センターが個人情報の取扱いを含む業務を外部に委託した場合は、委託業務に必要な範囲で個人情報を提供することは「第三者提供」ではありません
 - センターの仕事を代わりに行っているので、センターの業務としてセンターの指示の範囲でのみ個人情報を取り扱う
 - 委託先が個人情報を自分たちのために利用することはない
- 委託とは契約関係がある場合で、「関係先」「関係者」というものではありません

第三者提供を行った場合の義務

- 第三者に提供を行った場合、センターに記録を作成する義務があります
 - いつ、どこに対してどの範囲（誰の）何の個人情報の項目を提供したのかなどを記録する
 - 記録は本人からの開示請求の対象にもなります
- 第三者から個人情報の提供を受けた場合も、センターに記録を作成する義務があります
 - いつ、どこから何の個人情報の項目の提供を受けたのかなどを記録する
 - 違法・不適正な個人情報の提供を受けていないことを明らかにするためです

第三者提供が必要と考えた場合は…

- 第三者提供できるかどうか不明なまま個人判断をすると、不適法な第三者提供になることもあるので、センターとして判断するための事前確認が必要です
- 緊急時（例えば虐待など）の場合も、センターとしての判断とするための事前確認は必要
- センターとして判断を迅速に行うような体制・手順を決めておくことが重要です

気をつけよう

- 相談者情報を職員・活動者同士で話せるのは、個人情報の利用目的の範囲内に限られます
- 自分の担当業務に関係のない範囲で相談者の個人情報の閲覧を行うのも目的外利用になることがあります（不正アクセスと認識される場合もある）
- センター外の人がいる場で相談者の個人情報を話すと、情報漏えいになります
- 誰かという特定をしていなくても、相談者の情報は「個人に関する情報」であるので、第三者やほかの相談者が聞けば、センターの信頼は著しく損なわれます

組織として安全管理義務がある

- 個人情報保護法では個人情報取扱事業者に…
 - 漏えい、滅失、き損その他の個人情報の安全管理のための必要・適切な措置を講ずる義務
 - 従業者へ安全管理のための必要・適切な監督を行う義務
- 個人情報の取扱いに問題があった場合は、個人情報取扱事業者の責任になります

個人管理をしているとどうなる？

- センターの活動として収集・保有した情報は、個人管理でもセンターとして対応が必要になります
- 個人管理が避けられない場合は、最低限以下のことをしておく必要があります
 - 家族や第三者が情報を見ることができないようにしている（パソコンはアカウントが分かれている、紙類の保管スペースは施錠されているなど）
 - センターの決めたルールに従って保有・管理している

安全管理のためにどう考えるか

相談対応記録はどうしているか？

- ・手元でメモを取る、記録の下書きを個人のパソコンですること自体はOK
- ・記録作成後も保存していると、個人管理の情報になるが、漏えい等事故が発生した場合はセンターの責任にもなる

面会活動に必要な情報をどうするか？

- ・面会時に過去の記録が必要だから個人が自由にプリントアウトして持ち歩くと、組織として管理できていない個人情報を増やすことになる



個人情報漏えいが発生すると…

- 個人情報が一旦漏えい等すると制御できません
 - 第三者に渡る、知られると「なかつたこと」にできない
 - 漏えいした相手先が適切に削除してくれないと、さらなる被害が生じることもある
- 漏えいに対応する責任がセンターにはあります
 - 漏えい被害を受けた方からの問い合わせ対応やお詫び、報告、委託を受けている場合は委託先への報告など、漏えい事故後の対応に丸一日以上を費やすことも。

個人情報漏えい事故が起こったら

初動が肝心

漏えい事故・個人情報の取扱いで懸念があるときは、すぐにセンター事務局に報告する

- ・外部から指摘されてからでは遅い

センターとしてすぐに必要なところに報告する必要がある

- ・別団体では個人情報漏えいについて、委託元として謝罪の記者会見を行った事例もある

センターが個人情報保護委員会に報告したり、事案によっては個人情報保護委員会がセンターに立入検査に入る場合も

漏えい等の発生は報告義務がある

- 個人データの漏えい、滅失、毀損などが発生した場合は、個人の権利利益を害するおそれが大きいものについては**個人情報保護委員会に報告**しなければなりません
 - 速報は原則発覚日から**3～5日以内**
 - 確報（続報）は原則八か月から**30日以内**
- 漏えい等した個人情報の**本人にも通知する義務**があります（本人への通知が困難で、代替措置をとる場合は別方法でも可）

個人の権利利益を害するおそれがある大きいとは

- 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等
- 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等
- 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等
- 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等



本人の権利保障制度

保有個人データ

1. 本人開示請求
2. 訂正請求
3. 利用停止請求

- 本人に請求する権利が保障されている
- 請求を拒否した場合は、本人には訴訟を起こす権利が保障されている
- 請求を認めたにもかかわらず適切な対応を怠った場合は、損害賠償請求等の対象になり得る



開示請求等に必要なこと

◦本人確認が必要

- 本人ではない人に個人情報を開示すると情報漏えい
- 本人以外が訂正請求や利用停止請求をすると、本人の権利利益を侵害することになる
- 本人確認は基本的には身分証などにより行う
- 口頭での問い合わせなどに対して、簡単に個人情報を提供（開示）しない
- ただし、開示請求手続によらずに、本人確認の要件を決めて提供することは可能

個人情報を訂正してほしいという場合

- 訂正請求権
 - 保有個人データが事実でない場合に、本人が追加・削除の請求をすることができる
 - 請求を受けたら、目的達成に必要な範囲内で訂正等を行う
 - 訂正したか否かなどは本人に通知する必要がある
 - 手続は開示請求に準じる
- 訂正請求ではないが、事実上の修正や本人の見解を反映することは可能

個人情報の利用停止請求

- 。利用停止請求
 - 法に違反した個人情報取扱がある場合に、保有個人データの**利用を停止し、消去を求める**ことができる
 - 義務的な利用停止の対象は、違法な取得・利用・第三者提供がされている場合
 - メールでのお知らせ、ニュースレターの送付はいいです、という場合は、利用停止請求などの手続とは別に対応することは問題ありません

2022年改正法で加わったもの

- 法令に違反した個人情報の取扱いでなくとも、利用停止請求ができる場合を追加（35条5項）
 - ①個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合
 - ②漏えい等が発生した場合のほか保有個人データの取扱いが権利・正当な利益を害するおそれがある場合に、本人が利用停止請求ができる
- ①は例えば退会した、セミナー等に参加をしたが今後かかるつもりがない、今後相談しないなども理由になり得る
- 請求に理由があると判明した場合は、利用停止をする
- 消去を求められたら完全消去する。残しておくとそのこと自体が個人の権利侵害に該当する



請求に対する対応

- 個人判断はNG。センターとしての判断を行います
- 個人情報を取り扱う必要がなくなったので利用停止してくださいという請求があった場合、個人管理している情報が残るとそれ自体が問題になるので、なるべく個人管理は避けてください



センターの信頼を維持し、活動を続けるためにセンターの活動の性質を意識しよう

センターへの相談者は、自分や家族の住まいや仕事、病歴、障害など、生活の基盤や人権に関わることの相談に来る

- 相談内容は相談者の個人情報でセンシティブな情報
- 通常は他人に知られたくない情報や悩みが含まれる
- センターへの信頼なしには開示できない情報
- 信頼を培うのは時間がかかるが失うのは一瞬
- 迷ったら、問題があったら個人判断をしない

